

令和3年度
やまなし二拠点居住推進プロモーション事業
業務委託仕様書

山 梨 県

1 事業の名称

やまなし二拠点居住推進プロモーション事業業務委託

2 業務委託期間

契約締結日から令和4年3月31日（木）まで

3 目的

新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、二拠点居住をはじめとした地方暮らしへの関心やニーズ、機運が高まっており、テレワークの導入等が急速に進み、場所にとられない新しい働き方に関心を持つ個人が増加している。

本プロモーションは、東京圏等の個人をターゲットに二拠点居住先としての本県の魅力や情報を伝えるセミナー、ツアーを実施することで、本県への二拠点居住実行への具体的な検討や行動へつなげていくことを目的とする。

4 委託業務の内容

二拠点居住に関心のある東京圏等の個人を対象に、本県の魅力を発信し、二拠点居住を促すイベントの企画・運営をすること。

(1) 東京圏等におけるセミナーの実施

① 対象者

地方での二拠点居住に関心がある個人

② 二拠点居住セミナー（イベント内容）

上記対象者がセミナーを通じ、本県で行う二拠点居住の具体的なイメージを段階的に持てるようなテーマを各回に設定し、参加者が二拠点居住実践へとつながるような内容とすること。

また、セミナーとツアーで統一感を持たせるなど、参加者が複数回セミナーに参加及び二拠点居住体験ツアーへ参加しやすくなるよう工夫を行うこと。

なお、実施にあたっては、テーマに即した関係機関（二拠点居住推進センター、やまなし暮らし支援センター等）を活用すること。

※本事業の実施目的や本県の魅力・施策を十分に理解したうえで、本県における二拠点居住のスタイルを提示し、参加者が具体的なイメージを掴める各回のテーマ及びセミナー内容（ゲストスピーカーの選定含む）の企画提案を行うこと。

③ 開催回数

3回以上

- ④ 参加者数
合計60名以上
- ⑤ 開催日時
第1回目 令和3年10月9日(土) 13:30~15:00
※残りの開催日時については、受託決定後、県と協議すること
- ⑥ 開催方法・場所
- ・イベントの内容等により、参加者が会場に来場する「対面型」又はオンラインで参加する「オンライン型」として開催すること。
 - ・「対面型」と「オンライン型」を組み合わせたイベントについて提案することも可とする。
 - ・「対面型」の開催においては十分な感染症対策を講じること。また、感染症の拡大状況等によっては開催手法を変更する可能性もあり、この場合には県と協議して開催手法を決定するものとする。
 - ・「対面型」の開催場所は、「認定NPO法人ふるさと回帰支援センター」のセミナールーム(以下「セミナールーム」という)を原則使用すること。なお、「オンライン型」の場合であってもセミナールームを使用するものとする。
 - ・セミナールームの空き状況の確認及び予約は県にて行うが、予約後の調整及び利用料金の支払いは受託者において行うこと。
 - ・セミナールーム以外を使用する場合は、県と協議すること。また、予約から予約後の調整及び利用料金の支払いは受託者において行うこと。
- ⑦ 参加者の募集
募集にあたっては、受託者が有するネットワーク等をはじめ、インターネットや各種広告媒体を活用して、効果的に参加者の募集を行うこと。
- ⑧ ゲスト等について
各セミナーには、二拠点居住実践者等、ゲストスピーカーを出演させること。
なお、ゲストスピーカーの調整を行うとともに、ゲスト等に対して謝金等を支払う必要がある場合は、委託料の中から支出すること。
- ⑨ 運営について
- ア 開催に係る準備
- ・開催会場について、県と相談のうえ、決定すること。
各回において、対面型とオンライン型の実施に適切なレイアウトを準備すること。

- ・オンライン型の開催においては、出演者と参加者が双方向にて交流可能なWEBツールにより実施し、実施映像について録画を行い、県に提供すること。
- ・参加者申し込みの受付・参加者名簿の作成。
※参加者名簿は、県にデータで提出すること。
※対面型参加申込者に対し、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、オンラインのみの開催となった場合にも参加するかどうか確認を行うこと。
- ・当日の運営マニュアルの作成（会場のレイアウト図含む）
- ・開催に必要となる物品の用意と会場への配送（県が用意する資料等を含む）
- ・新型コロナウイルス感染拡大に伴い、県がオンラインのみ開催として実施を希望する場合、実施方法等について協議を行うこと。

イ 当日の運営

- ・開催に必要となる備品などの搬入、搬出
- ・会場の設営、撤去
※会場の設営は、プログラムの開始時間の15分前に開場できるよう行う。
- ・参加者受付
- ・音響の調整など、会場内のディレクター業務、司会・進行
- ・オンライン型の実施に係る映像の録画、調整
- ・来場者アンケートの実施、回答結果の集計・分析
- ・イベントレポートの作成

ウ その他

- ・開催準備や当日の運営に係る経費について委託費より支出すること。

⑩ その他

- ・第1回目のセミナーについて、契約締結後にすぐに募集が行えるようチラシ、セミナー内容の企画提案を行うこと。

(2) 二拠点居住体験ツアーの実施

① 対象者

セミナー参加者及び地方での二拠点居住に関心がある個人

② ツアー内容

山梨ならではの地域の特性や魅力を紹介し、テレワーク施設（コワーキングスペース等）等の視察及び体験、テレワーク実践者等との意見交換等を含め、本県での二拠点居住実践に資するものとする。

セミナーに関連した内容を織り込むことにより、セミナー参加者が参加しやすい工夫をすること。

※本事業の実施目的や本県の魅力や施策を十分に理解したうえで当日の具体的な内容及び工程表を作成し企画提案をすること。また、ツアー後、参加者が訪問先に対して継続して訪問・相談がしやすい関係性が構築できる内容を企画提案すること。

③ 開催回数及び開催時期等

1回

※開催時期は県と協議のうえ決定すること

④ 参加者数

20名程度

⑤ ツアー参加者の募集

セミナー参加者に対し、広報活動を行いツアーに参加してもらうよう誘導を行うこと。

募集に当たっては、受託者が有するネットワークなどをはじめ、インターネットや各種広報媒体を活用して、効果的に参加者の募集を行うこと。

(3) メディアミックスによるプロモーション

① SNS等を活用した情報発信

インターネットメディア、SNS等で趣旨に沿った情報を発信するとともに、各種媒体での発信が行われるよう効果的なPRを実施すること。

また、個人情報等に留意したうえで実施したセミナー、ツアー内容の情報発信を行うこと。

SNS等の発信方法については、企画提案をすること

(4) 効果測定・分析

上記(1)～(2)の取組を踏まえ、アンケートの結果分析等による事業の成果分析や課題抽出、その他メディアミックス広報の効果について分析し報告すること。

5 イベントレポート記事の作成・掲載

上記セミナーについて、各回のイベントレポート記事の作成を行い、WEBへの掲載を行うこと。

6 成果物

本業務について、次のとおり成果物を納品するものとする

(1) 成果図書など

① 業務完了届

- ② やまなし二拠点居住推進プロモーション事業業務委託報告書
- ③ その他（本業務で使用した各種ドキュメント等）

(2) 納品方法

紙媒体及び電子媒体を山梨県リニア未来創造局二拠点居住推進課に納品すること

(3) 納期

令和4年3月31日（木）

(3) その他

提出された報告書の著作権は、山梨県に帰属し、一般公開することがある。

7 業務実施体制

事業の実施に当たっては、県との協議、関係者への連絡調整などが迅速に行えるような体制を整えること。経費の執行については、費用対効果を十分に考慮し行うこと。

(1) 業務実施責任者

- ① 受託者は、本業務委託を指揮する業務実施責任者を配置すること。
- ② 業務実施責任者は、企画立案・実施のほか、本業務従事者を十分指導して業務を実施させること。
- ③ 業務実施責任者は、関係者との交渉、連絡調整を行うこと。
- ④ 業務実施責任者は、県との連絡を密に行い、業務を進め、遅滞なく業務が遂行できるよう管理を行うこと。
- ⑤ 業務実施責任者は、本業務を安全に実施できるよう管理を行うこと。
- ⑥ 業務実施責任者は、経費・事業内容等、県から報告を求められた際は速やかに対応すること。
- ⑦ 受託後は、やむを得ない場合を除き、業務実施責任者を変更しないこと。
- ⑧ 受託者は、契約締結後速やかに業務実施責任者の氏名等を県に通知すること。

(2) 業務従事者

- ① 業務従事者は、業務実施責任者とともに本業務に係る企画立案・実施、PR業務を行うこと。
- ② 受託者は、契約締結後速やかに業務従事者の氏名等を県に通知すること。

8 その他

- (1) 本特記仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が生じた場合は、両者協議により業務を進めるものとする。
- (2) 契約締結後、速やかに業務実施に係る計画書（実施内容、スケジュール等を記載）

を提出し、県の承認を得ること。また、業務の実施にあたっては、県と十分協議したうえで実施するものとする。

- (3) 新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じて、イベントの開催時期の変更あるいは中止する場合があるが、柔軟に対応すること。なお、開催中止の場合は契約内容の見直しについて協議することとする。
- (4) 本業務委託により作成した成果物及び当該成果物に係る著作権は、県に帰属するものとする。
- (5) この仕様書に定めのない事項や疑義が生じた場合は、県と双方協議のうえ、決定する。